

福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱

(目 的)

第1条 市は、生ごみ処理容器の購入及び設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみ等の減量化及び資源の再利用に対する市民の意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器の購入設置者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において、生ごみ処理容器(以下「容器」という)とは、次に掲げる容器及び機器で市長が認めたものをいう。

- (1)生ごみ堆肥化(コンポスト)容器
- (2)密閉型(ぼかし)容器
- (3)電動式生ごみ処理機等
- (4)ダンボールコンポスト

2 前項第4号の容器は、ダンボール箱、土壌混合材その他生ごみ処理に必要となるものがセットで販売されている商品に限る。

(助成対象容器)

第3条 助成金の交付の対象となる容器は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)新品未使用品・既製品であること。
- (2)オークションや個人間で売買されたものでないこと。
- (3)一般家庭用の容器であり、耐久性が一定程度あること。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1)市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2)容器を設置することができる敷地を有し、適切に維持管理できること。
- (3)堆肥化された生成物または減量化された生ごみを自己の責任で処理できること。

(助成額等)

第5条 助成額は、容器1基につき容器購入価格の2分の1とし、2万円を限度と

する。ただし、当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 助成数は、同一年度内1世帯につき1基とする。ただし、密閉型(ぼかし)容器については同一年度内1世帯につき2基とする。
- 3 容器の購入にあたりクーポン、ポイントその他の割引が適用された場合は、その割引相当額を除いた価格を購入価格とし助成額を計算する。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、容器を購入した日から1年以内に、「生ごみ処理容器購入費助成金交付申請書兼請求書」(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(申請書の添付書類)

- 第7条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。
- 2 規則第4条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、領収書の他、オンライン申請の場合には、顔写真付き身分証明書の写しとする。

(交付手続き)

第8条 規則第4条の交付申請は規則第14条の実績報告及び規則第17条の補助金等交付請求と併合するものとする。また、規則第5条及び規則第7条の交付決定、通知は、第15条の額の確定、通知と併合するものとする。なお、規則第14条の実績報告は領収書の提出で代えるものとする。

(委任)

第9条 要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の助成金から適用する。

(福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱の廃止)

- 2 福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱(平成4年6月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成13度分以前の予算より支出された助成金に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。